

令和8年度福島県立高等学校入学者選抜における基本方針

各高等学校は自校のアドミッション・ポリシーに基づいて生徒を募集し、各選抜を実施する。

前期選抜

前期選抜の志願者は、出願した高等学校において、各高等学校の特色をふまえた選抜（以下「特色選抜」という。）と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（以下「一般選抜」という。）のいずれか又は両方を受験することができるものとする。

前期選抜の志願者全員に学力検査を課す。

- 学力検査を実施する教科は、全日制の課程においては、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とする。

定時制の課程においては、各高等学校の判断により、実施教科を減じることができるものとする。

また、定時制の課程においては、年齢18歳以上の者については、学力検査を免除することができるものとし、学力検査を免除した場合、小論文（又は作文）を実施することができるものとする。

- 学力検査の問題作成に当たっては、中学校学習指導要領に示された各教科の目標及び内容を踏まえて、基礎的・基本的な内容の確実な定着をみる出題を一層工夫するとともに、論述式の解答を求める出題や思考力・分析力を問う出題をさらに工夫するものとする。
- 学力検査問題の配点については、各問の標準配点に留意しつつ、各高等学校の判断により配点ができるものとする。

さらに、各高等学校は、特色選抜、一般選抜の順に合否判定を行うものとする。

1 特色選抜

特色選抜は、各高等学校が自校の特色に応じた「志願してほしい生徒像」を選抜方法と併せて明示し、志願者が、それに応じて自分の志願したい高等学校を主体的に選択し出願できる選抜とする。選抜に当たっては、志願者の個性や学ぶ意欲を重視するとともに、自校の特色に応じた選抜となるよう選抜資料を活用し、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

なお、特色選抜の性格をより明確にするため、各高等学校の「志願してほしい生徒像」については、より具体的な記載を可能とする。

- (1) 選抜に当たっては、志願理由書の記載内容、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）の結果を資料とする。なお、各高等学校の判断により、学校の特色や学科の特性に応じて、小論文（又は作文）、実技等（以下「特色検査」という。）の結果を選抜資料に加えることができるものとする。
- (2) 特色選抜においては、各高等学校が自校の教育目標にふさわしい入学者を選抜するため、志願者を多面的・多元的に評価するための資料の一つとして特色面接の結果及び特色検査を実施した場合にはその結果を積極的に活用するものとする。
- (3) 特色選抜の定員枠については、県教育委員会が定める範囲の中で、各高等学校が、その特色や学科の特性に応じて設定するものとする。
- (4) 合否の判定に当たっては、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色面接の結果及び特色検査を実施した場合にはその結果の比重を、県教育委員会が定めた範囲内で各高等学校がその特色や学科の特性に応じて定めるものとする。

2 一般選抜

一般選抜は、中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜とする。選抜に当たっては、学力検査の成績、調査書の審査結果を資料とし、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）を実施する高等学校においては一般面接の結果を併せて資料とし、各高等学校の特色、学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

- (1) 特定の教科の学力検査の配点の比重を変える傾斜配点については、各高等学校の特色・学科の特性を考慮し、各高等学校の判断により実施することができるものとする。
また、志願者の自己申告による傾斜配点についても、各高等学校の判断により実施できるものとする。
- (2) 一般選抜の合否判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重を原則として同等とする。

ただし、各高等学校が自校の特色化を図るために必要と判断する場合には、学力検査と

調査書の成績の比重を変えることができるものとする。
(3) 一般面接については、各高等学校の判断により実施できるものとする。

後期選抜

後期選抜は、前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）により定員（併設型中高一貫教育校における高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中高一貫教育校における中学校から当該高等学校への入学を志願する者の数を除いた数とする。）を充足しない高等学校において実施するものとし、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願できる選抜とする。

選抜に当たっては、調査書の審査結果、面接の結果及び小論文（又は作文）の結果を資料として、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

なお、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は出願できないものとする。

- 1 選抜に当たっては、調査書の成績とともに、面接の結果及び小論文（又は作文）の結果を十分に精査する。
- 2 前期選抜に係る学力検査の成績は、後期選抜の資料とはしないものとする。
- 3 後期選抜における面接は、志願者の学ぶ意欲をみる内容とともに、中学校における学習活動の成果を問う内容を含むことができるものとする。

なお、併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者については、各選抜に出願することはできないものとする。

調査書の「出欠の記録」の取扱いについて

令和8年度県立高等学校入学者選抜においては、調査書の様式は変更しないが、調査書に記載された「出欠の記録」を選抜資料としない。